

銅山川第一発電所外 6 発電所の発電電力の売却

仕様書

愛媛県公営企業管理局

## 第1章 総則

### 1 適用

この仕様書は、愛媛県（以下「本県」という。）が実施する銅山川第一発電所外6発電所の発電電力の売却に適用する。

### 2 契約の対象となる発電所

契約の対象となる銅山川第一発電所外6発電所（以下「本発電所」という。）は次のとおりとする。

| 発電所名         |     | 所在地            | 発電所型式 | 最大出力 (kW) |
|--------------|-----|----------------|-------|-----------|
| 銅山川<br>第一発電所 | 1号機 | 愛媛県四国中央市上柏町    | ダム水路式 | 10,700    |
|              | 2号機 |                |       | 3,600     |
| 銅山川第二発電所     |     | 愛媛県四国中央市金砂町    | ダム水路式 | 2,600     |
| 銅山川第三発電所     |     | 愛媛県四国中央市金田町    | ダム水路式 | 11,700    |
| 富郷発電所        |     | 愛媛県四国中央市富郷町    | ダム式   | 3,000     |
| 道前道後第一発電所    |     | 愛媛県上浮穴郡久万高原町笠方 | ダム式   | 3,500     |
| 道前道後第二発電所    |     | 愛媛県東温市明河       | ダム水路式 | 11,000    |
| 道前道後第三発電所    |     | 愛媛県東温市河之内      | ダム水路式 | 10,600    |

### 3 受給期間

令和7年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

### 4 予定売却電力量

本県は、本発電所の発電電力から、本県が使用する所内消費電力等を除く全ての電力（以下「予定売却電力量」という。）を買受人に供給し、買受人はこれを全量購入するものとする。

#### (1) 予定売却電力量

平成6年度から令和5年度までの受給電力量実績に基づき算定した予定売却電力量は「別紙1」のとおり。

なお、本発電所は水力により発電を行うため、気象状況等により受給電力量が変動することから、実際の売却に当たっては、予定売却電力量を保証するものではない。

また、受給電力量が予定売却電力量と比較して増減する場合でも、買受人はその全量を購入するものとする。

#### (2) 過去30年分の受給電力量実績

平成6年度から令和5年度までの月別受給電力量実績は「別紙2」のとおり。

#### (3) 令和5年度の30分ごと発電所別受給電力量実績

入札参加資格の審査に合格した者に提示する。

なお、各発電所の発電に制約を及ぼす事項は、別に定めるところによるが、発電所ごと

の発電パターン等特性についてはこれを参考とすること。

## 5 発電停止及びその通知

本県は、本発電所設備の点検、工事等や、一般送配電事業者等各機関からの要請による発電停止（以下「作業停止」という。）ができるものとする。なお、受給期間における作業停止の予定は「別紙3」のとおり。

作業停止に関して、本県は発電停止期間を原則として買受人へ事前に通知することとする。

なお、緊急措置として次に掲げる事由で発電停止する場合があります、その際発電停止期間の通知は事後に行うものとする。

- (1) 本発電所の施設、設備の故障等
- (2) 河川の流量の変動
- (3) 送電線、配電線の故障
- (4) 河川内事故の発生など、警察、消防、河川・ダム管理者等の要請
- (5) 一般送配電事業者の指示等に基づく発電停止または出力変更
- (6) その他必要な理由があると認められるとき

また、発電停止期間の通知にかかる具体的な内容及びその時期については、本県と買受人との協議の上、決定する。

## 第2章 その他

### 1 託送供給等の契約

買受人は、買受人の負担及び責任において、一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約等の必要な手続きを速やかに行うものとする。

また、本県に対し、買受人と一般送配電事業者との契約書等の写しを、受給期間の初日までに提出するものとする。

発電量調整供給契約に伴い、本発電所は、この仕様書の範囲内において、買受人が指定する発電バランシンググループに所属するが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出は、買受人の責任において原則買受人が行うものとする。

なお、発電バランシンググループ所属に要する費用が生じた場合は、買受人の負担とする。

また、本県が通知した供給可能電力量の見込みと発電実績値の間に差分が発生した場合であっても、本県はインバランス料金を負担しないため、インバランス料金等発電バランシンググループに関連する費用が生じた場合は買受人が負担する。

#### (1) 受給電力量の遠隔計量

買受人の負担により、本発電所内に新たに設備等を設置して、受給電力量の遠隔計量

を行う場合は、事前に一般送配電事業者と協議して実現の可否を確認することとし、協議の結果、実施することとなった場合は、併せて本県の承諾を受けること。ただし、受給期間満了後又は契約解除後は、速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置及び撤去等に係る費用は全て買受人の負担とする。

なお、責任分界点及び保守分界点は一般送配電事業者と協議の上、決定し、本県に通知すること。

#### (2) 受給期間満了時又は契約解除時における引継事務

買受人は、受給期間が満了し又は契約解除があった場合には、次に本県と受給契約を締結する者と協力して、託送供給等約款における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

### 2 非化石価値の取扱い

受給電力には、非化石価値を含むものとし、非化石価値の移転に係る手続きについては、買受人が行うものとする。ただし、環境価値等に関する法令の改正などにより必要が生じた場合は、本県及び買受人で協議するものとする。

### 3 守秘義務

#### (1) 契約履行上知り得た機密

本県及び買受人は、契約履行上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。

このことは、受給期間満了後又は契約解除後においても同様とする。ただし、本県が決算報告等のため、電力量や収入等を開示するなど地方公営企業として運営上必要がある場合は、この限りではない。

#### (2) 契約図書等の取扱い

買受人は、契約図書及び関係図書をこの契約の履行以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。ただし、あらかじめ本県の承諾を得た場合はこの限りではない。

### 4 細目協定書の作成

電力の受給に関する運用については、本県及び買受人は双方協議して定めるものとし、細目協定書を作成するものとする。なお、想定している細目協定書（案）は「別紙4」のとおり。

### 5 疑義の決定等

本仕様書に疑義が生じた際には、本県及び買受人は双方協議し、定めるものとする。

以上